

2018年度最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める請願

紹介議員

鈴木礼子
寺谷裕尚

請願第 3 号



請願の趣旨

2017年の改定による地域別最低賃金は、最も高い東京で時給958円、最も低い地方は737円です。岩手県は738円です。この金額では、毎月フルタイムで働いても月11万～14万円の手取りにしかならず、憲法が保障する“健康で文化的な最低限の生活”はできません。しかも、時間額で221円にまで広がった地域間格差が労働力の地方からの流出を招き、地方の高齢化と地域経済を疲弊させる要因となっています。地域経済を再生させるうえで、地域間格差の是正と最低賃金の大幅な引上げが必要です。

最低賃金法第9条には、「最低賃金の原則」として「労働者の生計費と賃金」にくわえて、先進国では例のない「支払能力」が併記されています。大企業の経済活動に大きく左右される指数が地域ランクの判断要素とされ、政府や使用者側は、これを理由に、最低賃金を劣悪な労働条件の多い小零細企業の労働者との賃金と比較しています。そうした「生計費」原則を無視した地場賃金を低くおさえる動きによって、地域間の賃金格差が固定・拡大され、地域経済の疲弊を進行させています。

日本国憲法では「すべて国民は、法の下に平等」「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とされ、労働基準法第1条で「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」としており、最低賃金法第9条は、最低賃金は生活保護を下回ってはならないとしています。最低賃金の地域格差をなくして大幅に引上げ、中小企業支援策の拡充を実現するため、貴議会におかれましては、下記事項につきまして岩手労働局、岩手地方最低賃金審議会及び政府に対して意見書を提出していただきたく、お願い申し上げます。

(岩手労働局及び岩手地方最低賃金審議会に対して)

1. 岩手地方の最低賃金を直ちに1,000円以上に引き上げること。
2. 最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、中小企業に対する特別補助を行うこと。

(政府に対して)

1. 政府はワーキングプアをなくすため、政治決断で最低賃金を大幅に引き上げること。
2. 政府は全国一律最低賃金制度の確立など、地域間格差を縮小させるための施策を進めること。
3. 政府は中小企業への支援策を拡充すること。中小企業負担を軽減するための直接支援として、中小企業とそこで働く労働者の社会保険料負担や税の減免制度などを実現すること。
4. 政府は中小企業に対する大企業による優越的地位の濫用、代金の買い叩きや支払い遅延等をなくすため、法整備を含む、具体的な対策を講じること。

以上

2018年6月14日

盛岡市議会議長 天沼 久純 様

請願者

盛岡市本町通二丁目1番36号浅沼ビル6階

盛岡地域労働組合連合会
議長 菖蒲澤 実

